

うきは市農業委員会第8回総会議事録

〔開催日時〕 令和6年10月10日（木）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第5号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画について

議案第6号 非農地判断（荒廃農地の非農地判断）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

（出席委員）

会長	16番	佐々木 芳幸		
副会長	15番	家永 学		
委員	1番	樋口 美智子	7番	後藤 一善
	2番	古賀 和妃郎	10番	佐藤 康成
	3番	山下 智	11番	石井 信一
	4番	樋口 幸代	12番	森 和正
	5番	内山 良江	13番	熊谷 正二
	6番	上村 泰司	14番	高浪 眞次

欠席委員 8番 尾花 里美 9番 野村 啓次

（農業委員会職員）

課長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 佐藤 光亮

会長 挨拶
課長 それでは、議案審議、報告に入らせていただきます。議事進行につきましては農業委員会会議規則第5条に基づきまして、会長に議事進行をお願いいたします。
議長 それでは、本日の議事録署名人を1番と2番委員をお願いいたします。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号—1上程)

事務局 (議案第1号—1説明・朗読)

議長 それでは、分科会長の意見を求めます。
分科会長 7日の日に分科会で現地調査を行いました。申請地の周辺は宅地化が進んでいる場所です。貸店舗を建設し賃貸借権設定が予定されています。周辺にも店舗があり問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 それでは担当委員の意見を求めます。
13番 説明がありましたように、申請地の周りは宅地化が進んでいますし、里道の付け替えの協議も進んでおり問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。
議案第1号—1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。
それでは議案第1号—2を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号—2上程)

事務局 (議案第1号—2説明・朗読)

議長 それでは、分科会長の意見を求めます。
分科会長 譲受人と譲渡人は同一人物で、個人から経営会社への賃貸借権設定となっています。会社は土木業や解体業を営んでいて、資材を置く倉庫が手狭になったため、今回の申請となっています。申請地の隣は現在駐車場と使用されていて、敷地拡張となり何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長 続いて担当委員の意見を求めます。
5番 事務局・分科会長の説明のとおり事業に伴う敷地拡張の申請となっています。特に問題ないと思います。
会長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第1号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第1号-3を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号-3上程)

事務局 (議案第1号-3説明・朗読)

議長 それでは、分科会長の意見を求めます。

分科会長 同じく7日の日に現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子関係で、今回譲受人の新築住宅建築に伴い進入路を作るためとなっています。転用面積も小さく何ら問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、担当委員の意見を求めます。

5番 親子間の贈与申請で、新築住宅建設のための進入路としての転用であり、特に問題ないと思います。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第1号-3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第1号-4を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号-4上程)

事務局 (議案第1号-4説明・朗読)

議長 それでは、分科会長の意見を求めます。

分科会長 同じく7日に現地調査を行いました。申請地は学校近くで転用目的は共同住宅2棟を建設するものです。住宅需要もあり何ら問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 それでは、担当委員の意見を求めます。

3番 先ほど説明がありましたように、アパート2棟・18戸の建設に伴う転用申請となっています。西側農地の所有者からの承諾もありますので、特に問題ないと思います。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第1号-4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。
それでは議案第2号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等許可申請
について議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号—1上程)

事務局

(議案第2号—1説明・朗読)

議長

それでは、担当委員の意見を求めます。

14番

譲渡人は高齢で耕作困難となっています、譲受人は申請地の隣地を借りて耕作
されていて、きちんと管理されている方で何ら問題ないと思います。皆様のご審
議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号—1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号—2について議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号—2上程)

事務局

(議案第2号—2説明・朗読)

議長

それでは、担当委員の意見を求めます。

16番

譲渡人は、遠方にお住まいの方です、譲受人は今回の申請地と一緒に隣接する宅
地も取得するもので、何ら問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお
願ひいたします。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号—2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号—3について議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号—3上程)

事務局

(議案第2号—3説明・朗読)

議長

それでは、担当委員の意見を求めます。

16番

譲渡人は、高齢の方です、譲受人は今回の申請地の隣地を所有耕作されており、
管理もきちんとされていますので何ら問題ないと思います。皆様のご審議のほ
どよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号—3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号—4について議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号—4上程)

事務局

(議案第2号—4説明・朗読)

議長

それでは、担当委員の意見を求めます。

13番

譲渡人と譲受人はご近所にお住まいで、譲受人が申請地の隣接地を所有耕作されていることから、今回売買の申請となったとのことですが、何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号—4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号—5について議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号—5上程)

事務局

(議案第2号—5説明・朗読)

議長

それでは、担当委員の意見を求めます。

7番

譲渡人さんが遠方にお住まいで、耕作困難となっていましたが、譲受人が隣接する宅地も一緒に購入するとのことなので今回の申請となっています。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号—5について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号—6、—7について議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号—6、—7上程)

事務局

(議案第2号—6、—7説明・朗読)

議長

それでは、担当委員の意見を求めます

5 番 それぞれ親から子へ贈与で、特に問題ないと思いますので、皆様のご審議のほど
よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

はじめに議案第 2 号— 6 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

つづいて議案第 2 号— 7 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 2 号— 8 について議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号— 8 上程)

事務局 (議案第 2 号— 8 説明・朗読)

議長 それでは、担当委員の意見を求めます。

7 番 譲渡人の方は遠方にお住まいです。譲受人は、うきは産小麦のブランディングを
進める目的で、市内の大規模農家や学校等と一緒に小麦プロジェクトという任
意団体の代表をされている方で、申請地と一緒に宅地も購入予定ですので、何ら
問題ないと思いますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 2 号— 8 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 2 号— 9 について議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号— 9 上程)

事務局 (議案第 2 号— 9 説明・朗読)

議長 それでは、担当委員の意見を求めます。

5 番 譲渡人は高齢で耕作困難となっています、譲渡人が隣接地を耕作されているこ
とから、今回の申請となっています。何ら問題ないと思いますので、皆様のご審
議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 2 号— 9 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号—10について議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号—10上程)

事務局

(議案第2号—10説明・朗読)

議長

それでは、担当委員の意見を求めます。

5番

譲渡人と譲受人は兄弟で、兄から弟への贈与となっています、弟さんが隣接地を所有されていますし、面積も38㎡とわずかであり特に問題ないと思いますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号—10について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号上程)

事務局

(議案第3号説明・朗読)

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで市長の方へ原案とおりに報告いたします。

それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)と議案5号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画は、関連がありますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明を求めます。

(議案第4・5号上程)

事務局

(議案第4・5号説明・朗読)

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで市長の方へ原案とおりに報告いたします。

引き続き議案第5号の採決に入ります。

それでは議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで市長の方へ原案とおりに報告いたします。

議案第6号非農地判断(荒廃農地の非農地判断)について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第6号上程)

事務局

(議案第6号説明・朗読)

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

4番

非農地判断となった場合、その後はどのようになるのかお尋ねします。

事務局

非農地判断がなされた場合は、所有者に対して地目変更登記をお願いするようになります。非農地判断は主に、山間部の林地化した農地を山に返す目的で行っていますので、その後は山林として管理していただくこととなります。

課長

こちらの情報は林政係及び森林組合とも共有し、連携していくことができればと思っています。

11番

非農地判断されたことによって、人の土地への出入りがなくなれば、水路等の管理が放置されることが懸念されるが、いかがでしょうか。

課長

基本的に既に山林の程をなしているなどの農地や山林に接している農地に対して行っています。また、今後水利等に関して協議が必要な場所が判断の対象となれば、関係者や関係機関と協議し進めてまいります。

議長

他にありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで当委員会は非農地として判断いたします。

それではこれから報告事項に入りたいと思います。事務局の説明を求めます。

(報告事項1・2・3説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印